

中小企業政策審議会第11回金融小委員会

令和5年10月26日（木）

経済産業省中小企業庁

午前9時30分 開会

○神崎金融課長 定刻となりましたので、ただいまから、中小企業政策審議会第11回「金融小委員会」を開催いたします。

金融課長の神崎でございます。よろしくお願い申し上げます。

本会議は、いつもどおりオンラインでの開催ということで、2点の留意事項を申し上げます。1点目、御発言のとき以外はマイクをミュートをお願いいたします。2点目、通信のトラブルが生じた場合には、事前にお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと存じます。

本小委員会は、中小企業金融について審議いただくために中小企業政策審議会の下に設置されたものであり、委員として12名の方々が指名されております。本日は、12名の委員全員に御出席いただいております。定足数である過半数を満たしていることを御報告いたします。

初めに、中小企業庁長官の須藤より御挨拶申し上げます。須藤長官、よろしくお願い申し上げます。

○須藤長官 御紹介をいただきました、中小企業庁の須藤でございます。7月4日付で着任をしております。先生方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、委員、オブザーバーの皆様におかれましては、大変御多忙の中、中小企業政策審議会第11回金融小委員会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

今、日本経済は、中小企業の業況判断DI、あるいは資金繰りDIで結構いい数字が出ております。そういう意味では、景気に対する見方は上向きとなっていると考えておりますけれども、一方で、釈迦に説法ではございますけれども、物価高騰、あるいは人材不足など、中小企業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況も残っております。そうした厳しい状況にあっても、挑戦する中小企業の経営改善・事業再生を後押しするために、8月には財務省、金融庁と共に「挑戦する中小企業応援パッケージ」を公表いたしております。今回の金融小委員会では、このパッケージをさらに深め、経営改善・事業再生支援を一層強化する観点から、信用保証協会や中小企業活性化協議会による支援の在り方について、皆様に御議論いただきたいと思いますと考えております。

その内容も踏まえつつ、中小企業庁として全力で支援が必要な事業者に実効性ある支援が届くように努力してまいりますので、ぜひとも先生方には御知見を賜ることができれば幸いです。

加えて、これまでの金融小委員会でも議論をしてまいりましたけれども、経営者保証改革の実現に向けて、経営者保証の提供を選択できる信用保証制度などについて制度設計を進めてまいりました。経営者保証改革が形だけで終わることがないようにと私たちは思っております。実効性を持たせつつ、使い勝手よく現場で使われるような制度となるよう、御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日も委員、オブザーバーの皆様の熱い議論を期待いたしまして、冒頭の御挨拶とさせ

ていただきます。これからどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございます。

○神崎金融課長 続きまして、本日使用する資料を確認いたします。委員の皆様、オブザーバーの皆様には事前に電子媒体で御送付させていただいております。インターネット中継を御覧の皆様は、中企庁のホームページにアップロードしておりますファイルを御覧ください。

配付資料一覧でございますが、議事次第に続いて、資料1が委員名簿、資料2が事務局資料、資料3が小林先生の御提出資料となります。資料が確認できない委員の方々がいらっしやいましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。

それでは、以降の議事につきましては、家森委員長、よろしくお願ひ申し上げます。

○家森委員長 皆様、おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速議論に移りたいと思います。まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○神崎金融課長 資料2を御覧ください。

最初に、「中小企業を取り巻く現状」についてです。

2ページです。中小企業の業況判断DIは、改善傾向にあります。

3ページです。同様に、中小企業の資金繰りDIも改善傾向となっております。

4ページ、足元の倒産件数は、前年と比較すると増加しているため、今後の動向を注視する必要がございます。他方で、倒産件数自体はコロナ前の水準と同程度となっております。

5ページです。信用保証協会の代位弁済率は、現時点ではコロナ前と比較すると高くない水準となっております。

6ページです。民間ゼロゼロ融資の返済開始の次のピークは、来年4月となっております。

7ページです。民間ゼロゼロ融資については、本年8月末時点で5割近くが返済中です。ただ、宿泊業につきましては、据置期間中と条件変更の比率が高くなっております。

11ページです。日本公庫（国民事業）のコロナ融資については、6割近くが元金返済中となっております。

12ページです。コロナ資金繰り支援の今後の道行きでございます。まず、民間ゼロゼロ対応のコロナ借換保証は本年度末まで、コロナ対応のセーフティーネット保証4号は、本年10月からは新規融資のみでの利用は対象外とした上で継続、公庫のコロナ融資は、本年10月からは金利の引下げ幅を0.9%から0.5%へ見直した上で継続、公庫の資本金劣後ローンについては、宿泊業などの前向き投資を支援する観点から、限度額を15億円に引き上げた上で継続という形になっております。

13ページです。先ほど長官の須藤から言及いたしましたけれども、本年8月30日に公表しました「挑戦する中小企業応援パッケージ」でございます。Iは先ほど御説明した内

容になります。Ⅱにつきましては、まず、関係者一丸となった経営改善・再生支援を進めるため、「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議」を設置いたします。その上で、経営改善・再生・再チャレンジの3つのフェーズに区分けし、経営改善・再生支援を強化することとしております。

なお、このパッケージに記載した強化策に加えまして、本日の御議論も踏まえ、さらなる支援策の強化を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、「経営改善・再生支援の現状と課題、方向性」です。

15ページになります。全国558の預金取扱金融機関の自己査定において、「要管理」以下の債権額は、2020年3月期には10.6兆円だったものが、22年3月期には13兆円と増加しております。また、再生支援を行う中小企業活性化協議会の支援の内訳を見ると、相対的に再チャレンジ支援が多くなっており、相談に来た時点で支援メニューが限定されてしまうほどの状況に陥っている事業者が一定数増えていることがうかがえます。早期相談、早期支援が重要と考えております。

17ページです。経営者は、支援機関に相談に行くこと自体の抵抗感が大きく、結果として相談が遅れがちです。早期相談のためには、財務状況をモニタリングしている金融機関や保証協会からの働きかけが期待されます。他方で、コロナ禍において民間ゼロゼロで増加した信用保証付融資先については、経営改善・事業再生の姿勢が消極的になっているのではないかという御指摘も協議会から上がっております。

18ページです。協議会における弁護士サブマネージャーの採用状況、あるいは昨年4月からスタートしております事業再生ガイドラインの第三者支援専門家の登録状況を見ると、都市部に集中しております。

19ページです。毎年度、各協議会の評価を行っていますが、残念ながらD評価協議会も一定数見られます。また、右側のほうですが、中小機構が出資する再生ファンドについては、収益力が高く、スポンサーの見通しが立ちやすい案件でないという受け入れてもらえないという指摘が協議会からあります。こうした課題の改善策を検討していく必要があると考えております。

20ページです。本年8月に、各地の保証協会、よろず支援拠点、中小企業活性化協議会に対して、同じ地域の他の2機関の取組についてアンケートを行いました。

23ページからは、よろず支援拠点から見た保証協会の取組です。よろず支援拠点向けの出向やトレーニー研修などの人的交流を実施している保証協会は1割程度です。他方、半数の地域で協会とよろず支援拠点との間で案件の紹介や持ち込みを実施しております。

24ページです。出向やトレーニー研修などの人的交流などを定期的に行っている地域ほど、連携を図れている項目数が多くなっております。

25ページです。保証協会の取組姿勢は積極的であるというよろず支援拠点の回答が8割超になっておりますけれども、保証協会の経営改善支援の課題として、地域によっては経験豊富な専門家が少ないことから、専門家派遣の効果が出ていないのではないかと

た声が上がっております。

続きまして、27ページからは、協議会から見た保証協会の取組です。4割超の地域では、協会から協議会への出向などの人的交流を行っております。

28ページです。早期の事業再生を図るためには、信用保証付シェアの高い先について、保証協会が主体的に動き、早期に協議会へつないでほしいという意見が12の協議会からございました。

31ページからは、よろず支援拠点から見た中小企業活性化協議会の取組です。協議会のマンパワー不足や小規模事業者の再生支援についての懸念の声がございます。

33ページからは、保証協会から見た協議会の取組についてです。協議会の取組姿勢は積極的であると回答したものが9割超となっておりますけれども、他方で、地方における再生支援人材の不足に対する指摘や協議会による支援のレベルにばらつきがあるという御指摘、あるいは協議会に専門家の育成機関としての機能や他の支援機関との連携による支援の強化を求める声もございます。

34ページです。保証協会からは、協議会に対して収益力改善支援、プレ再生支援が根本的な課題解決につながっていないのではないかと指摘、早期経営改善計画については、認定支援機関によってレベルにばらつきがあるといった指摘とともに、協議会の保守的な支援姿勢、あるいはメイン行の姿勢により抜本再生に至らないケースといったものがあるのではないかと御指摘がございます。

39ページからは、今、申し上げたアンケート結果を踏まえた今後の方向性を整理したものでございます。まず、保証協会です。経営改善支援については、保証協会では対応し切れない案件について、必要に応じてよろず支援拠点等の支援機関に積極的につないでいくなど、連携の強化が必要と考えております。また、再生支援については、多くの協議会から御指摘いただいておりますけれども、保証付融資の割合の高い先について、保証協会が主体的に動くことで早期に協議会につないでいく必要があると考えております。

続きまして、40ページです。こちらは、中小企業活性化協議会についてでございますけれども、支援体制については、他の支援機関との連携、再生支援人材の育成機能の強化、広報の必要性について記載しております。支援内容については、早期経営改善計画に対する協議会の助言機能、あるいはフォローアップ体制の強化、支援が十分でない協議会のレベルアップの必要性について記載しております。

41ページです。本日の御意見も踏まえ、今後、経営改善・再生支援の強化に向け、先ほどパッケージのところでも言及しました経営改善・再生支援強化会議においても検討を進める予定にしております。

43ページです。本小委員会で長期間御議論いただきました「経営者保証の提供を選択できる信用保証制度」の要件を改めて整理しました。本日の議論を経まして、11月上旬から省令改正のパブリックコメントを行い、年度内に制度改正をしたいと思っております。

なお、経営者保証を提供しない場合には保証料の上乗せが必要になりますが、事業者負

担軽減の観点から、時限措置として上乘せした保証料の一部について軽減措置を講じることを検討しております。

44ページです。こちら小委員会で御議論いただいたプロパー借換保証の制度の要件整理を改めて行いました。先ほど申し上げました経営者保証の提供を選択できる信用保証制度とセットで制度を開始したいと考えております。

46ページからは、手続の電子化でございます。ここでは、図の①のセーフティーネット保証の認定申請の電子化、②の保証申込みの電子化を進めていくこととしております。

①については、1件当たりの認定業務が60分から10分に短縮された。②については、融資実行までの期間が3日程度短縮されたといった声が上がっております。

47ページです。本年度より本格運用を開始したセーフティーネット保証認定の電子申請システムの利用でございますが、足元では7自治体にとどまっております。引き続き導入促進を図ってまいります。

49ページです。金融機関から保証協会への保証申込みについても、本年度より電子受付システムが本格稼働しました。9月末時点で8金融機関、12の保証協会が利用を開始しております。こちら導入促進を進めてまいります。

51ページからは、前回の小委員会で御指摘事項を整理したものになります。まず、資本性劣後ローンの利用先の状況です。コロナ前、足元で黒字を維持している先が4割となっておりますほか、コロナ前赤字、足元黒字という事業者も2割程度存在しております。

52ページです。協議会による再生支援先の売上高営業利益率は、協議会支援の非利用企業と比較すると高く推移しております。なお、この協議会の支援効果については、私どものほうからデータを提供させていただきまして、一橋大学の植杉教授がRIETIでも研究されていらっしゃるようで、先生の研究がまとまりましたら、改めて委員会でも報告させていただきたいと思っております。

53ページです。中小企業向けの新規リース契約件数に占める無保証契約の割合は、8割弱で推移しております。

54ページは、コベナンツ付保証契約を利用することで経営者保証を求めない融資を進めている地域金融機関の工夫事例を整理しております。このコベナンツを活用した取組については、この後、小林先生から契約のひな形などの御紹介がございます。

56ページからは、経営者保証を求めないスタートアップ創出促進保証についてです。名称が「スタートアップ」となっておりますので、一般的な創業には利用できないという誤解もあるかと思っておりますので、今回、創業希望者向け、ベンチャー企業向けに分けてチラシを作成し、広報活動を強化しております。

58ページです。残念ながら、このスタートアップ創出促進保証でございますが、活用状況に地域差がございます。三重県、鳥取県、島根県、高知県、長崎県、宮崎県では利用が0件となっております。

60ページからは、本日御議論いただきたい論点です。

まず、保証協会については、地域の金融機関と連携するなどして保証協会が経営改善支援を行う先を特定してはどうか。その上で経営改善支援の成果を見える化するため、成果指標を検討してはどうか。また、保証付融資の割合の高い先については、例えば金融機関との連携など、保証協会が主体的に動くことで早期に活性化協議会につないでいく方策を検討してはどうかとしております。

その下の協議会については、他の支援機関との連携の具体化、人材育成の仕組みの導入、助言機能の強化、評価の低い協議会のレベルアップといったことを論点として提起させていただいております。

61ページでございます。経営者保証の提供を選択できる信用保証制度については年度内から開始しますが、先ほど申し上げたスタートアップ創出促進保証のように利用において地域差が出ることを避けるため、保証協会が金融機関や創業者に対して新制度の活用を促す方策を検討してはどうかとしております。

最後に、保証手続の電子化については、例えば工程表の作成などを提案させていただいております。

私からは以上でございます。

○家森委員長 ありがとうございます。

今回は、先ほど課長からありましたように、事務局に加えて小林委員からも資料の提出がございましたので、小林委員に御説明いただきたいと思っております。5分程度でお願いいたします。

○小林委員 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。小林でございます。

それでは、私から5分、ちょっと超過したらすみませんが、プレゼンをしたいと思っております。

経営者保証ガイドラインやその事業承継時の特則では条件付保証の活用が示されているのですけれども、それがあまり活用されていない状況にあるということです。その理由としては、金融機関のモニタリングコストがかかり過ぎるのだという御指摘をよくいただいているところです。

このような状況下でこの条件付保証が中小企業と金融機関の対話を促進して、経営者保証に依存しない融資慣行に向けて非常に有用なのではないか。そして、モニタリングコストについても軽減できるのではないかというレポートがありましたので、提供させていただきました。

作成者は事業再生研究機構内の経営改革研究会有志ですけれども、事業再生研究機構というのは東大の松下淳一教授が共同代表で、私も数年前まで代表をやっていたというところでございます。いろいろな提言をしております。中小企業のガイドラインの策定についても提言したところがございます。この改革研究会では、金融機関にもヒアリングしたということで、先ほど御説明がありました経営者保証改革プログラムも意識してつくられている研究会だと言われております。

それでは、内容なのですけれども、お手元の資料の1ページ目の第1の1の3ポツ目に記載がありますけれども、個別案件ごとに応じて停止条件付保証や解除条件付保証の運用促進を提言してございます。おさらいですけれども、停止条件付保証は何かといいますと、一定の条件を満たした場合に保証の効力が発生するという保証契約でして、条件を満たしたことを金融機関側が立証する責任が生じます。解除条件付保証というのは、一定の条件を満たした場合には保証の効力を失うという保証契約でして、一定の条件を満たしたことの立証責任は保証人・経営者側にあるということでございます。

提言の内容は、2ページ目の3のところにもまとめてあるのですけれども、経営規律を求める場合には、重要な経営規律条項を停止条件とする保証、信用力の補完を求める場合には、財務基盤の確立の条項を解除条件とする保証が有用であると言っております。

具体的に申し述べたいと思います。3ページ目に停止条件付保証のことが書いてございます。経営規律に関する条項を絞ることによって、経営者に経営規律を守ることのインセンティブを与える有用性があるというのは昔から言われていることでして、経営者が経営規律を守れば保証を生じないということですから、そのインセンティブになることは明らかだと思えます。

ただ、条項をどうするかということが問題になるわけですし、それは経営者保証ガイドラインにも記載されておるところなのですけれども、重要な経営事項の報告や財務状況に対する書類の提出などが中心となります。3ページ目の「4. 具体的な特約条項」というところにひな形の例示がされているところでございます。これらについて有用性があるのは分かるけれども、金融機関のモニタリングコストはどうかという点については、4ページ目の「5. 金融機関のモニタリングコストの軽減」というところに記載があります。この立証責任が金融機関側にあるということによってモニタリングコストがかかるということなのですけれども、条項としてはまず、経営規律上重要な事項に限る。そして、明確かつ一義的にする。それが肝要だと思えます。

加えて、この条件が満たされたかどうかということを中心とするのではなくて一定期間経過後、例えば失期事由が生じた後、有事になったときに振り返って金融機関が、あのときに提出がなかったのではないか、報告がなかったのではないかということの主張をすることができるということによって平時のモニタリングがある意味不要になるという方策も考えられますので、モニタリングコストは軽減できると考えております。

ただ、ひな形の4条のただし書に書いてあるのですけれども、一定のときに中小企業側が報告義務を怠ったとしても、その後それを追完するなどの場合もあり得るので、そういった場合に経営者保証が効力を生じてしまうというのは酷だと考えられますので、そういった場合の対処として、4条ただし書のところで、事業に重大な影響を生じることがなかったということを経営者が立証した場合には、効力を発生させないようにするという工夫も考えられます。これについては経営者側に立証の責任がありますので、金融機関側に大きな負担にならないと思えます。

続いて、解除条件付の保証でございます。5ページ目でございます。解除条件についての条件に係る条項というのは、経営規律付の場合も考えられますけれども、特に信用力の補完の場合に有用なのではないかと思えます。5ページから6ページにかけてのひな形に書いてございますけれども、財務基盤の強化に係る定量的要件が中心となります。それを一義的かつ明確に記載するということが重要でして、これが満たされたかどうかということを中心企業と金融機関とが双方に関心を持つことによって双方の対話が促進される可能性が生じるのではないかと考えてございます。

モニタリングコストに関してですけれども、6ページ目の4に関係するところが書いてあります。モニタリングコストにつきましても、まずこの事由は一義的かつ明確にすることに加えまして、保証人側に立証責任がありますので、そもそも金融機関にはあまり負担にならないのではないかとと思えますけれども、その条件を満たしているということを経営者側が主張した場合に一定期間、例えば3か月後に効力が生じることにして、金融機関側と保証人とが協議して判断する時間を設ける。これが対話にもつながると思うのですけれども、それによって金融機関のモニタリングコストの軽減を図っていくということになります。

そして、全体としてですけれども、民間では条件付保証というのが見られるようではありますが、信用保証協会においてはあまり例がないと伺っていますので、信用保証協会においても条件付保証の対応を柔軟に行う必要があると考えておりまして、2ページ目にその提言が書いてございます。

また、本書面の具体的な条項はモデルにすぎませんので、各金融機関が実情に合わせて内容を修正・検討していくことが前提となったひな形になっております。

以上でございます。どうもありがとうございます。

○家森委員長 小林委員、どうもありがとうございました。金融機関の皆様方、あるいは保証協会の皆様方等につきましては、この報告書を一度よく御検討いただければと思っております。

それでは、お二人からの説明について、委員の皆様から御意見や御質問をいただければと思えます。今回も委員の方の御発言が一巡した後にオブザーバーの方からも御発言をいただこうと思っております。御希望がありましたら、ぜひ御発言をお願いいたします。御希望のオブザーバーの方は、Webex上の手挙げ機能を使われるのではなく、コメント欄に発言希望の旨を御記入ください。私から指名させていただきます。

それでは、まず委員からお願いしていきたいと思えます。今日は時間制約が非常に厳しいので、一人3分程度で御発言をお願いしたいと思います。

まず、大槻委員、お願いいたします。

○大槻委員 ありがとうございます。

御説明いただいた件、御提案いただいた件は、全て賛成しております。いろいろな観点

から進めていただいているということを改めて感じたのと、今回の「挑戦する中小企業応援パッケージ」を拝見して、改めて中小企業の金融面での支援ということ、それ以外も含めてでしょうけれども、一体感が非常に強くなってきて、一気通貫が図られているなどということを実感した次第です。

一方で、論点について幾つかコメントをさせていただければと思うのですが、まず、信用保証協会の取組についてでございます。金融機関との連携ということはすごくいいと思うのですが、ただ、中企庁さんの別の資料でも金融機関別の保証の代位弁済の実績などに相当なばらつきがあるということを理解しておりまして、そうすると支援のレベルというのも金融機関によって異なる可能性もあると思いますし、人手が足りないというところもあると思いますので、一層保証協会さんが目配りをしてほしいと思います。あと、アウトカム指標について、これも賛成なのではございますけれども、インセンティブづけがしっかりと正しい方向に効くようにしていただきたいと思います。

例えば黒字化比率などにしてしまうと、赤字が浅いところをターゲットにして支援をするようなことにならないかと。赤字が大きい先については黒字化がしづらいということと避けるようなことにならないようにということとを期待したいと思います。

それから、(2)の活性化協議会についてです。これは相当広報していただきたいところかと思っております。PCとスマホでサイトを見たのですが、よろず支援のほうは結構スマートフォン・フレンドリーになっていて見やすかったのですが、活性化協議会のほうは相当事例などにたどり着くのが難しく、もうちょっと広報のしようがあるのではないかと思います。

それから、35ページ目の、事前の説明のほうで御説明いただいた求償権放棄は、都道府県についてなるべく早く統一化を図っていただきたいと思っております。

それから、2番の経営者保証の提供、スタートアップについて、これも広報を御認識いただき、御提案のとおりだと思いますけれども、なるべくいろいろな形でリーチをしていただく。こういったスタートアップを活性化するという国を挙げてやっているところでもありますので、少し大きめの予算をかけるなどして、テレビやネットを含め、より多くの人が見るようなメディアを使った広報を御検討いただきたいと思います。

一方で、経営者保証全体については、金融庁さんの3月のデータを見ましても、大分順調に改善していると理解しておりますので、このまま進めていただき、できればスピードアップをと思っております。

そして、最後の保証手続の電子化については、大分テコ入れが必要なのではと思っております。このフローチャートを見ても、一部電子化、しかも導入が進んでいないということだと、ほとんど局所的な恩恵にとどまってしまうのではないかと懸念しておりまして、これはできれば一気通貫で保証協会さんが直接企業からのデータも見られるようにすれば、最初のテーマであった支援のスピードアップ、早期からの支援ということにもつながり得るのではということとを思っております。いろいろと難しさもあるのかもしれ

ませんけれども、まずは導入、それから、次の段階のレベルアップになるのかもしれませんが、システムのアップグレードで一気通貫で、もちろんペーパーレスでオンラインで手続ができる、そして情報が交換できるような形があればと思いました。

以上です。

○家森委員長 大槻先生、どうもありがとうございました。

続きまして、岡田委員、お願いいたします。

○岡田委員 菱岡工業の岡田です。私は中小企業を代表して参加させていただいていると思っていますので、現場の声をできるだけお届けしたいと思っています。

私は製造業をやっているのですが、それとは別にNPO法人で障害のある方の就労支援事業所もやっております。そちらのほうではチョコレートの専門店やカフェの運営をしております、その関係で飲食店の皆さんとも関わることが多いです。まさに昨日も大阪外食産業協会という500~600社ぐらい加入されている大きい団体の集まりがありまして、ここでも生の声を聞いてまいりました。

その団体に入っている会社さんはすごく大きい会社さんも多いですし、小さいところもありますけれども、それなりに情報収集をきっちりされているところだと思っておりますが、お話を聞いていると、小さい規模の飲食店さんですと、そもそも自分のところの借入れをしているのが信用保証協会付のものかどうかさえ分かっていなかったり、それがあから、万が一今のしんどいままの状態でも破産するようなことがあっても銀行は損しないよねというような、信用保証協会さんがついていることで銀行さんが損をしないというだけで、信用保証協会に支援してもらえるとということすら知らないような方が結構多いのかなと感じました。いろいろな支援拠点があることもやはり御存じなくて、例えば商工会議所であったり、経営者が所属するような団体に所属している人は一定の情報量を受けているかもしれないのですが、所属している人にも二手ありまして、すごく活発にそこを活用されている会社さんもあれば、お付き合いで入っているスリープ会員で、全然そういう情報を仕入れることもないような会社さんもあるなど感じております。

そもそもそういう団体に所属するのが嫌だという経営者の方もいらっしゃいますし、入りたくても入ることができないくらい小さいというか、経営で手一杯でそういうところに行く余裕がないから入る資格もないと思っていらっしゃる経営者の方もいらっしゃると思います。

どの業界でもですが、飲食店などは特にいろいろな経営者の方から人の採用がかなり苦しいと聞いています。が、人が足りていないのでお店に入れるお客様を満席にしてお迎えすることができない。なので、結局稼働率を半分にせざるを得なかったり、その日のシフトで入ってくれる人の人数に合わせた営業しかできていないということがあそう、でも、家賃であったり、水道・光熱費であったりという固定費はしっかりかかってくるので、そういう負担は減らないけれども、お客様をフルにお迎えできないということが今、すごく経営を圧迫しているというお話も聞きました。恥ずかしながら、私自身も中小企業

活性化協議会という存在も存じておりませんでしたし、そういう情報をきちっと届けられていないのかなど。団体に所属していない経営者の方をフォローできるのはやはり銀行さんであったり、信用保証協会さんであったりが小まめに足を運んでいただくことかなと前回もお話したのですが、小さい企業さんにはなかなか担当者の人もそんなに頻繁には来てくれず、相談してもなかなかそれに応えてもらえていないということも耳にしますので、そこら辺の小さい企業さんがどれぐらいを占めているのかは分からないのですが、どうやって拾っていくのかというところが重要なのかなと考えております。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。従来から全部になかなかリーチできないというのは大きな課題になっていて、私個人はお付き合いのある税理士の先生方というルートが一つ有望かなど、多くの先生方が認定支援機関でもあるので思っておりますが、どうも貴重な御助言をありがとうございます。

続きまして、小田委員、お願いいたします。

○小田委員 ヒルタ工業の小田と申します。よろしく申し上げます。

まず、御提案いただいた内容につきましては、特に異論、意見等はございません。

私からは、先ほどの岡田委員と近い話になるのですけれども、経営改善・再生支援に関して、弊社の取引先は全て岡山県内の会社になるのですけれども、今回の内容についてヒアリングを少し行いました。結果として2点ほど申し上げますが、まず1つ目としては、信用保証協会への相談内容というのは主に借入れに関するものがほとんどでありまして、経営改善など、経営全般に関わる相談というのはよろず支援拠点に頼っているケースがほとんどであったということが一つ。

それからもう一つは、中小企業活性化協議会については、そもそも存在を知っている取引先はございませんでした。したがって、保証協会による早期経営改善、また、活性化協議会やよろず支援拠点と保証協会との連携を強化していくには、案の中にも記載をいただいておりますが、まずはそれぞれの役割や特徴を周知していくといったところからの動きが必要なのではないかと思っております。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。せっかく組織があるのにという御指摘をありがとうございます。

それでは、河原委員、お願いいたします。

○河原委員 発言の機会をいただきありがとうございます。公認会計士・税理士の河原万千子です。

まず、挑戦する中小企業応援パッケージは、大切な事なのに地味に公表された印象があります。経営改善・再生支援の早期相談は大切にもかかわらず、中小企業支援現場でいまだにロカベン健康診断が定着されていないことは残念でなりません。

さて、本日は60ページに沿って意見を述べさせていただきます。まず、保証協会に関

してですが、中小企業に対する経営支援業務を法律上明記されスタートした2018年から5年が経過しました。あのとき目指したことは2つありました。一つは保証協会の経営支援の取組を着実に進めること、それからもう一つは、保証協会と金融機関の連携による相談体制の強化ということです。

経営支援の取組は、私は着実に進んでいると思っています。今回、経営改善支援加速化のために支援策の特定や成果の見える化には反対しませんが、地域の実情もあると思いますので、成果指標は現場で活躍されている方々のモチベーションを高める配慮もお願いいたします。

金融機関の連携は、まだまだと思います。今後、中小企業庁と金融庁の連携で何らかの対策によって進むことを期待したいと思っています。

今回のアンケートは、当事者ならではの率直な声が集められ、大変興味深く拝見いたしました。金融機関に対する質問があると、さらに中小企業支援に向けた取組に生かされると思います。

それから、2のよろず支援も、人的交流を進めることは賛成ですが、属人的なことだけではなく、国の相談機関としてよろずの窓口での対応方法を見直すこともあるべきではないかと思います。2の①にも関係することですが、財務状況が悪化した経営者や高齢の経営者からの相談申込みに際して、例えば適切な相談所へ紹介できるように、申込みの際に問診票としてミラサポplusにロカベンを入力して持ってきてもらう。これであれば、すぐにでも対応できると思います。

現状の見える化、経営支援の入り口を見ずに経営者の悩み事を進めても、経営の真の問題を先送りするリスクがあることを認識いただきたいと思います。

それから、活性化協議会に関しまして、アドバイザリーボード委員としてまずお話をさせていただきます。2020年度から、再生協議会から突然の活性化協議会への移行、体制構築も大変な中、収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジが一元的に実施された初年度、今回、E評価がないことはすばらしいことであると思います。現場の支援専門家、それを支える全国本部の皆様方の日々の御努力によるものであると思います。

2の①ですが、事業承継・引継ぎ支援センターのアドバイザリーボード委員としても、活性協との連携を具体化することをぜひ進めてほしいと思います。

広報に関してですが、実は経営が悪化している経営者は、そこまで悪くないと思っている方も多く、風邪引きが長引いていると程度と思っている企業でも、活性協に相談に行きやすくなるようなイメージが持たれる広報をお願いします。

2番目の創業者向けの新制度活用に向けた方策を検討することは賛成です。ただ、58ページの利用状況を見ますと、宮城が71件、千葉が10件、現状分析することで何かヒントがあるかもしれないと思いました。それから、創業者に対して制度紹介とともに、経営者としてあるべき姿を教えることも一緒に進めていただきたいと思います。（収益力改善実務指針）では、ガバナンスを具体的に説明していますので、これを活用し、誠実な経営

者となるような助言を資金支援と併せて進めてください。

保証手続の電子化ですが、この会の前身の金融ワーキンググループのとき、システム開発に向けて金融機関や自治体との調整が必要と説明を受けましたが、ここまで消極的な自治体が多いことに驚きました。中小企業のために速やかに進めていただきたいと思います。自治体に対しましては、例えば石川県で書類の電子化で豪雪の際でも保証審査が実施できた具体的な事例を紹介することも一案と思います。

最後に、長官のご挨拶にありました経営者保証改革実現に向けて、私は中小企業に対してガバナンスの啓発を広め、経営者が前向きに取り組めることが望まれ、このために有効なものとして、先ほど小林先生からご紹介がありましたコベナンツ付保証契約の活用にもっと関心を寄せるべきだと思います。モニタリングコスト面でのマイナスイメージに注目されていますが、モニタリングはもうそろそろAIを活用して、効率的に進めている時期でもあると思います。もっと様々な観点から検討されることが大切であり、これについても今後、皆様と議論を進めていく意義はあると思います。

以上です。

○家森委員長 河原先生、ありがとうございました。

続きまして、北村委員、お願いいたします。

○北村委員 ありがとうございます。北村です。よろしく申し上げます。

まず、中小企業向けリース契約に関する経営者保証ガイドラインの活用状況をお調べいただきましてありがとうございました。安心いたしました。

論点1の信用保証協会と活性化協議会の取組について、1点申し上げたいと思います。取組内容についてはもちろん賛成です。その中で経営改善の内容が気になってきたかなと思っております。潰れそうな先の支援は、BSに立ち入った外科的な処置、それこそ経営者を変更するような大がかりな外科的な処置がされるということだと思っておりますけれども、当面のターゲットというのはPL面の支援、特に売上げの確保のほうに移ってきたのかなと思っております。売上げを上げるのは経営者の重要な仕事ですので、この点は支援の在り方や指導のできる専門人材が必要になってきたのかなと思います。この点は今日も御出席されている古川委員が実態をよく御存じではないかなと思います。これまで長くデフレ下でしたので、コスト削減が支援対象だったのではないかなと思うのですが、インフレ局面になったこれからというのは価格変更などといったものをどうするかという支援がすごく重要になってくるのかなという意味では、支援対象と支援内容の整理というのが大事になってきたのかなと思います。特に小規模や中小企業は、地域の人口を市場としているケースが多いと思いますので、これからの人口減少や高齢化が進む地域での売上げ維持というのは厳しいのではないかなと思っております。

そういった意味では、地域の市場においては特に売上げをチェックすることが大事ではないかなということをおし添えておきたいと思っております。

あと、論点②の3、保証手続の電子化については大変賛成です。一方で、お示しいただ

いたとおり、電子化の進捗が都市部に偏っていることは問題かなと思います。自治体のDXなどでもそうですけれども、デジタルのDではなくて、Xのトランスフォーメーションのほうが大事だと思いますので、この辺は積極的な取組を望んでいきたいなと思っております。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、小林先生、お願いします。

○小林委員 どうもありがとうございます。

それでは、60ページの議論いただきたい論点に沿ってコメントを申し上げます。

まず、(1)の信用保証協会の取組なのですが、書いてあることには全く違和感はないのですけれども、信用保証協会のリソースの限界もあると思うので、民間の金融機関とはもちろん協働は必要、協議も必要、でも、役割分担が重要ではなのかというところに関心がございます。

その観点から言うと、信用保証付融資の割合が高い先は、ゼロゼロ融資で100%保証の信用保証協会融資が増えていますので、どんどん増えていると思うのですが、特にその場合は信用保証協会が関心を持って主体的に動く必要がある。民間に利害関係がないということになると、これは保証協会が動かざるを得ないと思いますので、早期経営改善、早期着手の観点からも、これはぜひ保証協会にやっていただきたいと思っております。

(2)の活性化協議会の取組なのですが、私も河原委員と同じように全国本部のアドバイザーボードのメンバーに入っているのですけれども、毎年思うのですけれども、地区の協議会での評価にばらつきがあって、もちろんあって当然なのですけれども、それが低い評価の協議会がある程度固定的になっているのです。毎年全国本部では評価をするのですけれども、それが本当に改善しているのかというところに関心がありまして、全国本部の評価が低い先に対して改善するような施策をより効果的に打てるようにしていただきたいと思っております。

それから、再生ファンドも資料の中にありましたけれども、民間とは違う意義があるわけですので、難しい案件についてこそ官民の再生ファンドがやるべき使命があるのではないかと考えております。

それから、2の経営者保証の提供を選択できる信用保証制度の問題点なのですが、これは信用力がなければ保証料を上げるというのは経済的にも考え得るところなので、あり得る選択だと思っております。これが民間にも広まっていく可能性はあるかなとは思っております。

ただ、これには2つ問題点があって、まず本来経営者保証を無条件で解いてもいい先に、保証料、あるいは金利が上がるということにならないようにしていただきたいというのが一つ。

それから、ガバナンスの意義という観点も重要だとすると、保証料を上げるというのは

ガバナンスの維持・強化には行かないので、そういった意味で条件付保証というのでも考え得るのではないかとというのが先ほどプレゼンしたとおりでございます。

3番の保証手続の電子化は昔から言っているところなので、ぜひ進めていただきたい。いまだに進んでいないほうが不思議なぐらいだと思うので、どんどん加速化いただきたいのです。加えて、データの共有化というか、民間が得ている企業の情報と信用保証協会がデータを共有できるという工夫も必要で、それが信用保証協会の効率化につながって、リソースが限定された中で経営支援や再生支援に向けることが効果的にできるというのにつながるのではないかと思っているところです。ですから、申請手続の電子化とともにデータの共有化というのでも考えていただければと思います。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、嶋津委員、お願いいたします。

○嶋津委員 御説明、誠にありがとうございました。

事務局説明資料に関しましては、全て賛成でございます。経営者にとって支えていただける、相談に行ける先が増える、接点があるということは非常に心強いところだと思います。

その中で、PL面での支援というところがどれだけ継続的に実のある形としての支援ができるのかというところが一つ重要なのかなと思います。その点で、経営における悩みであったり、経営をよくしていくというところに関しては、経営者が一番のプロであるというのは間違いないところなのかなと思っておりまして、それで言いますと、もちろんいろいろな機関の皆様の人材育成をしていくということももちろん大切だと思うのですが、その地域にいらっしゃる有力企業様、経営がうまくいっている企業の経営者というのは経営がうまいプロであるということだと思いますので、いかに地域の有力経営者の皆様の支援も含めてみんなで地域を支えていけるのかというところを巻き込む策みたいなものがあるとより心強いのではないかなと思いました。

次に、小林先生から御説明いただきました条件付の保証契約というところですがけれども、これは検討経緯も含めまして大賛成でございます。事業性を判断して融資をしていくために対話を重ねることを求めていらっしゃる経緯のところにもありましたけれども、ここは非常に重要なポイントだなと思っております。

一方で、そもそも経営者保証をなぜ外したいと思っているのか、一方でなぜモラルハザードを気にしているのかというところに立ち戻ると、結局は経営者のコミットメント、それからリスクテイクのバランスを最適化したいというところなのかなと理解しております。失敗したときに自分の人生全てが自己破産してしまっ壊れてしまうとなると、勝率8割の成長案にも投資をしたくないというすごくリスク回避的な行動になり得るのではないかと。

一方で、失敗しても自分には何の被害もないということになってしまうと、これは勝率1～2割の賭けみたいなものにもどんどん投資をしてしまっ、破産する会社も増えるか

もしれないですし、過度なリスクテイクにつながってしまう。これを最適な期待値で見ればプラスなものに投資をしてほしい、一方で、失敗してもそこまでひどいことにならないというバランスをどうつくるのかといったときに、条件付解除の解除される条件というのが、今、資料の提出であったり、ガバナンス的なところによっているのかなと思うのですけれども、せっかくの事業性融資における対話というところですので、大きな投資の前に必ず資金改修計画、投資のROIというのもしっかり計算して、それに対して双方でこれだったら勝率があるよねということを確認した上で投資をするというステップを踏むとか、事前承諾制を入れるとか、何かしらリスクテイクに関わる、過度なリスクテイクではないというところを停止条件とするほうが、もともと求めているというか、我々が導きたい方向により近づけるのではないかなと思いました。

一方で、そうすると、非常に金融機関のモニタリングコストが上がるのではないかなというのも本当にそのとおりにかと思うのですけれども、やはりこれから金融機関はより事業性融資のほうに事業性評価を強化してそちらに寄っていくということであれば、一步踏み込んで、特に経営者保証を求めないということはより資本家に近い立ち位置での融資になるということだと理解しておりますので、そこは一定のコストがかかるということは前提に踏み込んでいただく部分なのかなとは思いました。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、滝澤委員、お願いいたします。

○滝澤委員 御指名ありがとうございます。

議論すべき点1の経営改善・再生支援につきましては、お示しいただきました信用保証協会、中小企業活性化協議会の取組はいずれも重要であると思えます。一昨日の24日の日本経済新聞の地域面で東京信用保証協会の企業支援についての記事がございましたが、既に全支店に専門人材を派遣してプッシュ型の支援で接点確保に励まれているとの内容でしたので、既に主体的取組はなされているように思いますが、こうした活動が全国に広がることを期待したいと思います。

それから、私の理解不足かと思えますけれども、信用保証協会、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会の役割分担がやや分かりにくいという印象を持っております。資料の32ページ目に活性化協議会はBSを担当し、よろず支援拠点はPLの支援を行っていると思えますけれども、例えば大企業の財務部門、経理部門、営業部門であっても、相互に連携しながら仕事をしているように思えますので、こうした細かな役割分担がどの程度合理性があるのかといった印象を持っております。

それから、個々の組織に関する虫の目的KPIを設定することは当然のことと思えますけれども、これはやや適切な表現か分かりませんが、これによって各組織が自分の縄張りだけを意識するような行動を誘発することがやや懸念されるかとも思いました。

それから、一つの案件の成就について、各組織が連携して責任を持つような鳥の目的

KPIも必要のように思います。

それから、最後に議論の前提として、長官も冒頭に御指摘であられましたけれども、業況が回復してきている中で倒産や廃業といった企業の体質について、どの程度の水準を定常状態とみなすのかに関する検討が必要であると思います。企業活動におきまして参入と退出というものは付き物で、退出がゼロという状況が望ましいものではないことというのは御承知のとおりでありますので、この意味ではあるべき水準を検討する姿勢というのが重要だと思えます。

もし本来退出すべきでない企業が退出しているのでここを何とかしたいという趣旨で経営改善支援に取り組むということであれば適切であると思いますが、この点に関するケースの整理が引き続き必要と思われれます。

私からは以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、長谷川先生、お願いします。

○長谷川委員 ありがとうございます。私もほかの委員がおっしゃったとおり、この事務局提案について何ら違和感はございません。

信用保証協会、協議会、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携等もとより進めるべきだと思っておりますが、クオリティアップの段階に入ってきているのであろうと思っております。いわゆる支援メニューとしては数多くできてきていると思っておりますけれども、それを整理しながら、資金を増やすこともさることながら、クオリティを上げるためにはどうしたらいいかということを考えるべきかなと思います。その意味では連携を強化するのも一つだと思うのですが、ここに携わる人材をもっとレベルアップすべきではないかと思っております。当然インセンティブがなかなか働かない部分ですので、私の知り合いなどが相談に行っても適切な指導を受けられなかったとがっかりして帰ってきたという事例もあります。これは地域や拠点による差があるのかもしれませんが、一方、CやDの評価がずっと続いている協議会もあると資料にもありましたので、携わる方の人材をもっと優秀であれば、この支援、あるいは相談したいと思うように、経営者配分なのか分かりませんがその拠点に資金的な面なのか、制度的な面なのか分かりませんが、真剣に相談に乗り、ある程度レベルの高い人材が採用できたということであれば、何かインセンティブが働くような仕組みを導入してもいいのではないかなと思っております。

繰り返しになりますが、人材の補強というのをもっとすべきだと考えております。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、古川委員、お願いいたします。

○古川委員 古川です。時間もあると思いますので、論点に沿ってコメントさせていただきたいと思えます。

事務局、そして小林先生、御説明いただきましてありがとうございました。

まず、1ポツの経営改善・再生支援の保証協会の取組ということで、基本的に賛成です。ただ、先ほど大槻委員もちょっとコメントされていたと思うのですが、支援の具体的な成果が把握できる指標というのは結構中小・小規模を対象にしている事案だと難しい面があります。支援をしたから上がったとか、下がったということではなくて、ほかの外部要因、例えば社員数も少ないですし、1人辞めたことによる影響など、様々な影響を受けてしまうので、具体的な成果が把握できる指標というものをどう設定するかというところは慎重に行っていたほうがよろしいかなという気がいたしました。

あと、(2)の活性化協議会の取組です。先ほど来、よろず支援拠点のお話があるのですけれども、これも①、②、③とも基本的に賛成です。特によろず支援拠点の活用ということをしっかりやっていくことが重要だなというのが、現場で商工団体さん、またはよろず支援拠点のサポートを中小機構の中で私はやっていますけれども、大事だと思います。

早期経営改善計画や経営改善計画の計画づくりも重要なのですけれども、どう実行支援できるか。先ほど北村委員がコメントをくださっていましたが、このインフレ局面で、岸田首相からもコストカットから変わっていくのだみたいなお話がありましたけれども、どうコストカットしていくかということよりは、いかに高く売る努力をして粗利を確保していくかというところの実行支援をできているのは、商工団体の専門家派遣制度と各都道府県に設置されているよろず支援拠点が果たしている役割は非常に大きいと思うのですね。私の個人的な感想かもしれませんが、協議会などに登録される専門家の方ですばらしい方もいらっしゃるのですけれども、資格を取得したばかりで場数を踏みたいということで登録されている方の割合も地方を中心に結構いらっしゃるのが現実で、これで本当に対応できるのかなと感じることがあります。一方、よろず支援拠点は、毎日かなりの数の相談件数を対応し続けている専門家で、士業だけではなくて、例えばトヨタ生産方式の工場では工場長をやっていたとか、様々なキャリアを持った方がおられるので、活性協さんなどで経営改善計画をつくられた後の実行支援のところ、特によろず支援拠点をもっと活用していくというやり方が大事だろうと思っています。

ただ、一方、よろず支援拠点も予算が限られているので、毎年相談件数はどんどん伸びているのですけれども、今でも結構アップアップの状態ですので、よろず支援拠点の機能強化という視点を一つ取り入れていただくことも大事ではないかなという印象を持ちました。

あと、2ポツの経営者保証を提供できる信用保証制度について、スタートアップの部分ですけれども、これについては現在も各市町村が認定を受ける形を取っていますけれども、特定創業支援事業というのがあります。創業セミナーなどの特定創業支援事業を活用することによって登録免許税が軽減されるとか、インセンティブが用意されていますけれども、この特定創業支援事業の創業スクールや創業塾のようなところで経営者保証の部分の新制度の説明というものを課すという仕組みも、施策を周知するという意味では考えられるの

ではないかと感じました。

3ポツの電子化については全面的に賛成ですので、逆にいち早く進めていただけたらな  
と思っているところです。

以上です。

○家森委員長 ありがとうございます。

続きまして、本田委員、お願いいたします。

○本田委員 ありがとうございます。皆様とかぶるところははしょって、ちょっと違う面  
でお話しできればと思っております。

方向性、戦略ということに関しましては、全て賛成でございます。もちろん実務のレベ  
ル感や内容については詳細に全てを把握しているわけではないので何とも言えないのです  
けれども、それぞれの組織において役割や機能というのはかなり充実しているなという印  
象を正直受けております。人材の育成、レベル感の向上や連携というのは毎年というか、  
どこの組織、どの年代でも問題視されるようなことなのだろうと思っております。縦割  
りという言葉がありますけれども、個人的には縦割りの全てが悪いとは思ってなくて、  
ものすごく深い事業をやるためには縦割りにする必要がありますし、即断即決というところ  
でも重要なことかなと思います。

ただ、横連携が必要になってくる、先ほどの滝澤委員のBSとPLの違いはそんなに別々  
なのかという話があるように、お互いにつながっていたわけでございますので、その機  
能を分けるのはどうなのだろうと。ただ、もう分かれてしまっているのは事実なので、横  
連携するためにというのはもちろん賛成なのですけれども、どうやってやっていくのとい  
うときに、やはり共通言語というのをつくるのが一番大事かなと思っております。小林先  
生の言うデータの連携というのは結構ハードルが高いかなという気持ちもありながら、す  
ごく大事なことだと思っておりますので、一つの企業に対してカルテのような連携とい  
う形で企業カルテのようなものができれば、各組織をまたがっても、この企業についてそ  
れぞれの目線での同じ方向性を向いた活用ができる羅針盤の一つになるのではないかと  
いうことも考えておりますので、ぜひ横連携する際に、各インセンティブが違う組織の中  
で連携するためには共通のものをつくっていただければという思いはございます。

また、先ほど再生ファンドの話がちょっとありましたけれども、ファンドに関して言う  
と、どうしても個別の案件になってきますので、全部を求めるのはやはり厳しいのでは  
ないかなという気もしております。デッドとエクイティーと大きな違いもあると思いま  
すし、やはり資本家という目線でいくと、何を優先するのか、何を大事にしていくのかとい  
うのがすごく大変になってきますし、金利環境下で長期的な成長にコミットするデッドとい  
うのはなかなか難しいなという状況にもなりつつありますので、環境の変化を捉えなが  
ら、貸出しという形の資金の出し手というインセンティブとこの活動が本当に合っている  
のかどうかというのは常に考え続けなければいけないのではないかなという問題意識も  
ございます。

私からは以上になります。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

以上で委員の皆様のお発言は一巡したと思います。追加で御発言を希望される方もいらっしゃると思いますが、まずはオブザーバーの方からの意見を頂戴したいと思います。オブザーバーの方で御発言希望があれば、Webexのチャットのほうへ御記入いただきたいと思います。お一人2～3分程度でお願いしたいと思います。

御希望が全国中央会の及川様からありましたので、まず及川様、お願いいたします。

○全国中小企業団体中央会 ありがとうございます。全中の及川です。

相談が遅れがちというお話をよく聞きます。私も中央会では移動中央会というのをやっています、組合ですと複数の企業がいますので、多くの経営者が集まっているところに移動中央会をしています。その際、商工中金と一緒にワンストップで相談に乗るというのは大変効果的です。そういった形で遅れがちなところをしっかりとつなぐようにしていきたいと思っています。

本日の論点の60ページのところなのですが、まさにコロナ後、会員が求めているのはこの経営改善・再生支援だと実感しています。①から③のところを中央会としてもぜひお願いしたいと思っています。

(2)の活性協のことなのですが、専門家が一生懸命やられているので顔が見えるのだと思うのですが、こういう名前ですと活性協としての顔がなかなか見えづらいところもありますので、何か小さい企業から親しみやすいニックネームみたいな略称でも結構なのですが、そんなことがあると知ってるよと言っただけなのではないかなと思っています。

②と③の人材育成と助言のところはぜひリンクをして強化をしていただきたいなと思っています。経営トップへの助言、アドバイスというのは大変効果的なものですから、そういった面が強化されるような人材育成をしていただいで、ともすればデジタル化のところで、トップのリスクリングはすごく重要だなと感じていまして、そういったところにつながるような人材育成と助言機能の強化をしていただければ大変ありがたいなと思っています。

最後に、保証手続の電子化は大変素晴らしいことだと思ひまして、ぜひと思っています。手続に終わらずに、ぜひデータの活用がされて、データドリブンになるようなものを期待しています。

以上でございます。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、全国信用保証協会連合会の山本会長、お願いいたします。

○全国信用保証協会連合会 全国信用保証協会連合会の山本でございます。保証協会の支援の在り方につきまして、委員の皆様から様々な御指摘をいただきまして、ありがとうございました。

私から5点に分けて述べさせていただきたいと思います。

まず1点目は、関係機関との連携についてですが、保証協会といたしましても、現在、苦境下にある事業者への支援は非常に重要な課題と認識しておりまして、よろず支援拠点や中小企業活性化協議会をはじめとした関係機関の皆様との連携の下、さらなる経営改善・再生支援の強化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

とりわけ、保証協会が主体的に動くことで早期に中小企業活性化協議会の支援につないでいくことについては重要な取組であることで改めて認識をしておりまして、しっかりと取り組んでまいります。このためには金融機関の皆様との連携も欠かせませんので、何とぞ御協力のほど、お願い申し上げたいと思います。

あわせて、現在、各地の信用保証協会におきまして、地域の抱えている課題の特徴を十分に踏まえて、事業者への支援がどうあるべきか、それぞれが工夫をこらしながら現場で懸命に取り組んでいるところであります。連合会としても、そうした取組の事例を情報共有の形で引き続き進めてまいりたいと思っております。

2点目は、経営者保証の提供を選択できる新たな制度についてですが、これも経営者保証改革の促進に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、円滑な導入、実務運用に向けた御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

3点目は、小林先生から御提言をいただきました経営者保証に関する停止条件、あるいは解除条件といった取組につきまして、これは経営者保証改革を進めていく上で検討すべきテーマであると考えております。これから経営者保証を求めない融資慣行を確立していく上でどういった方策、やり方が事業者に有益であって、かつ、金融として実務がワークするのかなど、御提言を踏まえまして、主務省の方々とも御相談をしていきたいと思っております。

4点目のスタートアップ創出促進保証につきましては、これまでもチラシの配布やホームページの掲載はもとより、金融機関との勉強会も対面でできるようになりまして、あるいは創業セミナーに協会から参加するような機会も増えてまいりました。こうした機会を捉えて、金融機関、そして事業者への周知に引き続き努めてまいりたいと思っております。保証協会といたしましては、今後も制度の一層の周知や利用の拡大に向けまして、全協会を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

5点目でございますが、保証手続の電子化につきましては、本年度から本格稼働になりまして、資料でございますのは9月末実績でございますが、今日時点での実績といたしましては、11金融機関が利用を開始しています。そして、年度内には何らかの形で新たに

約20金融機関が利用開始を予定しているところであり、保証手続の電子化の利用は順調に拡大していると思っております。

さらに、来年度には、取扱金融機関の拡大により過半の協会で電子化の取扱いが進んでいくように準備を進めているところでございます。電子受付システムを御利用いただいている金融機関の方から、事務負担の軽減だけでなく融資実行までの期間短縮などといった効果もあったとか、あるいはもっと早く導入したかったといった声もいただいております。事業者の資金繰り改善のためにも保証申込手続の電子化の取組を一層加速させることが重要であると思っておりますので、システムの利便性向上に向けまして、金融機関の皆様の御協力をいただきながら、さらなる普及に努めてまいります。

委員の皆様方から信用保証協会の支援の在り方につきまして様々な御意見をいただき、ありがとうございました。御議論いただいた課題をしっかりと受け止めて取り組んでまいりますので、引き続きよろしく願い申し上げます。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続いて、日本商工会議所の山内様、お願いいたします。

○日本商工会議所 日本商工会議所中小企業振興部長の山内でございます。御発言の機会をありがとうございます。

事務局、委員の皆様様の御指摘も踏まえて、3点の論点の方向性は賛成でございます。ぜひお願いしたいと思います。その上で3点申し上げさせていただきたいと思います。

まず、事業者の周知ですけれども、活性化協議会への相談件数が過去最高とのことあります。確かに昨日も幾つか訪問しておりましたけれども、廃業検討の声がございました。協議会などを紹介しましたけれども、コロナが明けて二極化が進みまして、相談内容も深刻なものが増えている状況です。経営者には収益力の改善、事業再生、承継、引継ぎなど、多くの選択肢を提示するために早期相談を心がけております。先日にも全国に協議会のパンフレットの活用促進を促したところですが、改めて広報活動をより努めたいと思っております。

スタートアップ創出の促進保証も同様だと思っております、これはスタートアップ系の創業だけではなくて、地域に根ざしたような飲食店であったり、生活関連のサービスの創業等、形態問わずに幅広く活用できる制度だと思っているわけですが、これがばらつきがあって認知されていないのは問題でありますので、こちらにも広報に力を入れたいと思っております。政府もぜひともよろしく願いしたいと思います。

次に、信用保証協会などのリソースの問題、関係支援機関の得手・不得手、マンパワー不足の話でございますけれども、相互補完が非常に重要でありまして、より一層の連携、情報交換、あるいは人材交流などを通じてクオリティー、厚みを持たせて課題の早期把握

と改善、粗利・利益の確保、実効性強化に注力・協力していきたいと思っております。

最後ですけれども、各地からの悲鳴を1つだけ御紹介させていただければと思います。公租公課の厳しい取り立てで滞納した分を一気に払わされたという声がかかり入ってきております。コロナ禍時からもかなり厳しいという声は聞いておりましたけれども、ここに来て増えております。借換保証など、アフターコロナの激変緩和措置を講じて企業の経営立て直しに猶予を与えている中にある一方で、税や社会保険料の取り立てが厳しくなって、このことが主要因で廃業・倒産に追い込まれている企業が実際に出てきております。タイミングを含めて政策的にどうなのかなと個人的に思うところもございます。もちろん支払うことは重要であります。ただ、コロナ禍から業況は改善傾向にありますけれども、やはり立て直しに時間を要する企業はまだまだ多いわけでありまして、我々的には債務の解決であったり、債務圧縮の基本的アドバイスで、滞納であればその状態解消への有益な支援を行えるようにしておりますけれども、ぜひ事業の継続・再生に挑戦しているような企業が、支払うものなのでしっかり支払うわけですけれども、それが可能となるような支援をしている企業が直ちにこの社会保険料の取り立てで価値ある事業が地域からなくなることがないように、ぜひとも足元の問題として提起をさせていただきたいと思っております。省庁間での御調整をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、全国銀行協会みずほ銀行の菅沢様、お願いいたします。

○全国銀行協会 全銀協のみずほ銀行の菅沢です。よろしくお願いいたします。

私からは、小林先生から御提言のありました停止条件付・解除条件付保証に関してコメントさせていただければと思います。我々金融機関は経営者保証ガイドラインにのっとりて経営者保証の必要性を判断しておりますが、民間金融機関においてはこれらの停止条件・解除条件付保証の活用も少しずつ進んでいると理解しております。小林委員の提言にありましたこうした基本的な考え方につきましては、経営者の方々と目線を合わせていくためのディスカッションのたたき台、あるいはベースになるということで大変有用であると考えております。

一方で、実務のほうからの意見を申し上げますと、中小企業は百社百様です。同じ業種で同じ規模のBS、PLを持った企業であっても、経営者が考える成長戦略、経営方針、あるいは銀行取引の考え方も全く異なるということもございます。

したがって、我々金融機関としては、こうした一社一社の取引先の考え方や方針をくみ取りながら、どうやったら御負担のない形で資金提供できるか、先方の資金調達ニーズに答えられるかということを考える中で、停止条件付・解除条件付保証の活用や浸透を図っていくことが大事であると考えております。一律に、この場合は停止条件付、この場合は解除条件付ということを決めるのは難しいのですが、引き続き浸透を進めて参ります。

以上です。

○家森委員長 ありがとうございます。

もう時間がございませんので、オブザーバーの御発言は今日のところはここまでにさせていただきますと思います。

古川委員から御発言希望がありますが、ごく短くお願いいたします。

○古川委員 ありがとうございます。

先ほどよろず支援拠点の機能強化の必要性についてお話ししたのですが、信用金庫、信用組合といった共同組織金融機関は、今まで金融支援に当たりながら、個別の経営支援のときに中小企業119、昔のミラサポですが、そういった専門家派遣制度を使っているという現実もありました。

ただ、本年度の経済産業省の概算要求では、私の理解では119が予算要求されていないのだと思います。そうすると、早期経営改善の支援も含めて共同組織金融機関の方々が対話と傾聴を重ねた後、どこまで連携できるかということ、選択肢がよろず支援拠点ぐらいしかなくなってきているのが現実だと思うので、そういう面からもその強化をお願いできればと思っております。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございます。

時間が11時を少し過ぎるかもしれませんが、お許しください。私からもコメントをさせていただきます後、事務方に少しだけ答えていただくことにいたします。

3つほど申し上げます。

一つは、信用保証協会の取組のところで、信用保証協会の早期支援というのが重要であることは確かであり、保証割合が高いところに保証協会が取り組むということもリーズナブルだと思うのですが、そのためには保証協会がお客様の情報を早期に得られる仕組みがないといけません。これは闇雲にやるわけにはいきませんので、前にこの委員会でもやりましたように、中小企業の方々からしっかり決算情報を定期的に出していただくという前提がないと、これを早期にやりなさいといっても保証協会にはできないのではないかと思います。

それから、2の保証の提供を選択できる信用保証制度のところで新制度の活用ですが、あくまで目的は挑戦する創業者がたくさん増えてくるということなので、これを利用しているということ自体を目的にするのではなくて、この制度をしっかりと使われて、初期の政策目標が達成できているという利用者の声もしっかり聞いていただく必要があるのではないかと思います。

逆に、そういう創業者の声があれば、民間金融機関の方、保証協会の人もこの制度はいいな、ぜひ使おうということになると思いますので、そちらのほうも御検討いただければと思います。

それから、3番目の電子化の部分ですが、これは小林先生や大槻先生もおっしゃっていたことですが、部分的な電子化というのは逆に手間がかかってしまって、結果とし

てコストが上がるので、やるのなら一気にやらないといけないのではないかと思います。

さらに、手続の電子化ということではなくて、この電子化を進めたことで情報が共有できたり、さっきの早期経営改善につなげたりということにしないと、今まで紙で書いていたのをエクセルで送りますということだけではなかなか皆さん意味がないと感じられるのではないかと思います。この先行事例のような金融機関でそういうことが進み始めていれば、ぜひそういう効果を広く知らしていただければと思います。

私の発言は以上にさせていただきます。

○神崎金融課長 小林先生が御発言を。

○家森委員長 小林先生、どうぞ。

○小林委員 すみません、今日は急にプレゼンいたしましたけれども、皆さんからありがたいお言葉をいただきまして、どうもありがとうございますという御礼と、それからもう一つ、日商の山内さんから公租公課の話がありました。再生の現場に立っていると、公租公課のために廃業せざるを得ない、公租公課の猶予されていたものが急にがっとう請求されると再生できないということが起きていますので、何とかこの辺の手当てができればありがたいなと思っていますので、それだけ申し上げます。

○家森委員長 小林先生、どうもありがとうございます。各委員まだまだ御発言いただきたいことは多いと思いますけれども、申し訳ございません。

では、神崎課長、お願いします。

○神崎金融課長 御指摘ありがとうございます。

まず、保証協会の成果指標等々について、いろいろな御指摘をいただきました。ここはしっかり検討してまいりたいと思いますし、支援機関連携の中での鳥の目的なKPIというのも考えてまいりたいと思います。

また、協議会の存在が知られていないという御指摘も多数いただきました。このところはしっかり広報を工夫してまいります。

また、電子化のところはデータの共有化も含めまして何ができるかというのもしっかり考えてまいりたいと思っております。

また、滝澤先生から参入・退出のところも御指摘がございました。この点については別途滝澤先生にも御参画いただいておりますコロナ資金繰り支援の効果検証といった文脈の中で効果とともに御議論していきたいと思っております。

また、公租公課のところにつきましては、今後、社会保険料のところについては厚労省さんとも何ができるか議論を進めてまいりたいと思っております。

そして、コベナンツのところでもございますけれども、今日、御指摘がございました小林先生の御提案、そして信用保証協会さん、そして全銀協さんのコメントも踏まえまして、我々としても何ができるか、引き続き議論してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○家森委員長 ありがとうございます。

11時を過ぎておりますので、本日はここまでとさせていただきますが、追加で御意見のある委員、オブザーバーの方がいらっしゃいましたら、意見書という形で事務局にお送りいただければ、皆様にも共有していただきます。

最後に、事務局から連絡事項があれば、お願いいたします。

○神崎金融課長 本日も御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

本年度も、本日御提示いたしました論点も含めまして、引き続き本小委員会で議論を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、次回の日程につきましては、後日、事務局より調整させていただきますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○家森委員長 それでは、非常に窮屈な時間を皆様方に守っていただきまして、いつもありがとうございます。

それでは、中小企業政策審議会第11回「金融小委員会」を閉会いたします。本日も御審議への御協力、ありがとうございました。

午前11時02分 閉会